

令和五年内閣府・法務省・財務省令第一号

内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一  
体的に講ずることによる安全保障の確保の  
推進に関する法律に基づく特定社会基盤事  
業者の指定等に関する命令

経済施策を一体的に講ずることによる安全  
保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十  
三号）第五十条第一項の規定に基づき、及び同法  
を実施するため、内閣府・法務省・財務省関係経  
済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確  
保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業  
者の指定等に関する命令を次のように定める。

（特定重要設備）

**第一条** 経済施策を一体的に講ずることによる安  
全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」  
という。）第五十条第一項の主務省令で定める  
ものは、振替業（社債、株式等の振替に関する  
法律（平成十三年法律第七十五号）第三条第一  
項に規定する振替業をいう。次条において同  
じ。）については、社債、株式等の振替に関す  
る法律第八条に規定する業務（特定社会基盤役  
務の提供を行うために不可欠なものに限る。）  
に関するデータの処理（当該処理が停止した場  
合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあ  
るものに限る。）の全部又は一部を行うよう構  
成された情報処理システム（情報処理の促進に  
関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二  
条第三項に規定する情報処理システムをいい、  
当該業務の運営のために特に必要なものに限  
る。以下この条において同じ。）及び当該情報  
処理システムを稼働させる情報処理システムと  
する。

（特定社会基盤事業者の指定基準）

**第二条** 法第五十条第一項の主務省令で定める基  
準は、振替業については、社債、株式等の振替  
に関する法律第三条第一項の指定を受けてその  
事業を行う者であることとする。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）

**第三条** 法第五十条第二項の規定による特定社会  
基盤事業者（前条に規定する特定社会基盤事業  
を行う者に限る。以下同じ。）の指定の通知は、  
様式第一による指定通知書によって行うものと  
する。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示の  
方法）

**第四条** 法第五十条第二項（法第五十一条におい  
て準用する場合を含む。）の規定による特定社

会基盤事業者の指定（法第五十一条において準  
用する場合にあつては、指定の解除）の公示  
は、官報に掲載して行うものとする。

2 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、前項  
の規定による公示をしたときは、当該公示の日  
付及び内容をインターネットの利用その他の方  
法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）

**第五条** 法第五十条第三項の規定による特定社会  
基盤事業者の名称又は住所の変更の届出は、様  
式第二による名称等変更届出書によって行わ  
なければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）

**第六条** 法第五十一条において準用する法第五十  
条第二項の規定による特定社会基盤事業者の指  
定の解除の通知は、様式第三による指定解除通  
知書によって行うものとする。

（親法人等）

**第七条** 経済施策を一体的に講ずることによる安  
全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和  
四年政令第三百九十四号。第二十条において  
「企」という。）第十条第三項の主務省令で定め  
るものは、次に掲げる法人等（会社、組合その  
他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）  
とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事  
業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関  
（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号  
ホにおいて同じ。）を支配していないことが明  
らかであると認められる法人等を除く。

一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手  
続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け  
た他の法人等その他これらに準ずる他の法人  
等であつて、有効な支配従属関係が存在しな  
いと認められるものを除く。以下この条にお  
いて同じ。）の総株主等（総株主、総社員、  
総会員、総組合員又は総出資者をいう。以下  
同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株  
主総会において決議をすることができ、株

主の全部につき議決権を行使することができな  
い株式についての議決権を除き、会社法（平  
成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第  
三項の規定により議決権を有するものとみな  
される株式についての議決権を含む。以下同  
じ。）の過半数を自己の計算において所有し  
ている法人等

二 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四  
十以上、百分の五十以下を自己の計算におい

て所有している法人等であつて、次に掲げる  
要件のいずれかに該当するもの  
イ 当該法人等が自己の計算において所有し  
ている議決権と当該法人等と出資、人事、  
資金、技術、取引等において緊密な関係が  
あることにより当該法人等の意思と同一の  
内容の議決権を行使すると認められる者及  
び当該法人等の意思と同一の内容の議決権  
を行使することに同意している者が所有し  
ている議決権とを合わせて、当該他の法人  
等の総株主等の議決権の過半数を占めてい  
ること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会  
計参与（会計参与が法人であるときは、そ  
の職務を行うべき社員を含む。）、監査役又  
はこれらに類する役職にある者をいう。）、  
業務を執行する社員若しくは使用人である  
者、又はこれらであつた者であつて当該法  
人等が当該他の法人等の財務及び営業又は  
事業の方針の決定に関して影響を与えるこ  
とができるものが、当該他の法人等の取締  
役会その他これに準ずる機関の構成員の過  
半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当  
該他の法人等の重要な財務及び営業又は事  
業の方針の決定を支配する契約等が存在す  
ること。  
ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照  
表の負債の部に計上されているものに限  
る。以下ニにおいて同じ。）の総額の過半  
について当該法人等が融資（債務の保証及  
び担保の提供を含む。以下ニにおいて同  
じ。）を行つていること（当該法人等と出  
資、人事、資金、技術、取引等において緊  
密な関係のある者が行う融資の額を合わせ  
て資金調達額の総額の過半となる場合を含  
む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意  
思決定機関を支配していることが推測され  
る事実が存在すること。  
三 法人等が自己の計算において所有している  
議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技  
術、取引等において緊密な関係があることに  
より当該法人等の意思と同一の内容の議決権  
を行使すると認められる者及び当該法人等の  
意思と同一の内容の議決権を行使することに  
同意している者が所有している議決権とを合

わせて、他の法人等の総株主等の議決権の過  
半数を占めている場合（当該法人等が自己の  
計算において議決権を所有していない場合を  
含む。）における当該法人等であつて、前号  
ロからホまでに掲げる要件のいずれかに該当  
するもの  
（重要維持管理等）

（重要維持管理等）

**第八条** 法第五十二条第一項の特定重要設備の機  
能を維持するため又は当該特定重要設備に係る  
特定社会基盤役務を安定的に提供するために重  
要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要  
設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤  
役務の安定的な提供を妨害する行為の手段とし  
て使用されるおそれがあるものとして主務省令  
で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 維持管理

二 操作

（導入等計画書の届出）

**第九条** 法第五十二条第一項の導入等計画書は、  
特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式  
第四（一）によるものとし、特定重要設備の重  
要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第  
四（二）によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類  
は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間  
又は有効期限のあるものにあつては、同項の規  
定による届出の日において有効なものに、その  
他のものにあつては、当該届出の日前三月以内  
に作成されたものに限る。

一 特定重要設備の供給者及び構成設備（第十  
二条に規定する構成設備をいう。）の供給者  
又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の  
相手方及び当該委託の相手方から重要維持管  
理等の再委託を受けた者（当該再委託を受け  
た者が他の事業者が再委託して重要維持管理  
等を行わせる場合にあつては、当該再委託の  
相手方を含む。以下「再委託の相手方等」と  
いう。）（以下「供給者等」という。）の登記  
事項証明書（これに準ずるものを含む。）

二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分  
に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下  
同じ。）の旅券（出入国管理及び難民認定法  
（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第  
五号に掲げる旅券をいう。以下この号におい  
て同じ。）の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記  
載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の  
写し（当該役員が外国人である場合にあつて

は、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）を証する書類）

イ 株式会社 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）

ロ 持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。） 業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

ニ 組合（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。） 組合員（同法第六百七十条第三項の規定により業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。以下ニにおいて同じ。）が業務を執行する組合にあつては、当該業務執行者）ホ その他の法人等 イ からニまでに定める者に準ずる者

（特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合）

**第十条** 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合（特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤設備の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。）であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行ひ、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

**2** 法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあっては様式第五（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わた場合にあっては様式第五（二）によるものとする。

（法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるもの）

**第十一条** 法第五十二条第二項第二号ロの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

三 特定重要設備の供給者の役員、氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が、当百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

（構成設備）

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次に掲げるものその他設備、機器、装置又はプログラムのうち、第一条に規定する業務の運営のために特に必要なものとする。

一 業務アプリケーション

二 オペレーティングシステム

三 ミドルウェア

四 サーパー

（法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの）

第十三条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠外国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合

四 構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍等

五 届出の日二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地

(法第五十二条第二項第三号の主務省令で定めるもの)

**第十四条** 法第五十二条第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠外国等(個人である場合にあつては、氏名、住所及び国籍等)

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠外国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合

三 重要維持管理等の委託の相手方の役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日二月前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理相等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるもの)

**第十五条** 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等（個人である者）の場合にあつては、氏名、住所及び国籍等）

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合

五 再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日の前二箇月以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

（法第五十二條第二項第四号の主務省令で定める事項）

第十六條 法第五十二條第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の導入を行うに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たつて特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

（導入等計画書の届出の例外）

第十七條 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次に掲げるいずれの場合にも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五條第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げ

る事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 特定社会基盤事業者が、当該再委託に係る第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。

二 特定社会基盤事業者又は当該再委託を受けた者に再委託した者が、当該再委託を受けた者において次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は随時に、監査することとしてしていること。

(期間の短縮に関する通知)

**第十八条** 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項(これらの規定を法第五十四条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。)の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(期間の延長に関する通知)

**第十九条** 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第五十二条第四項(法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(法第五十二条第七項の通知の手続)

**第二十条** 令第十一条の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

(勧告に係る変更を加えた導入等計画書の届出)

**第二十一条** 法第五十二条第八項(法第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出日前三月以内に作成されたものに限り)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四(二)により行うものとする。

(勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令)

**第二十二条** 金融庁長官、法務大臣及び財務大臣は、法第五十二条第十項(法第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、法第五十二条第六項(法第五十四条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者に命令をするときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した文書を交付する方法により行うものとする。

(重要な変更の届出)

**第二十三条** 法第五十四条第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更

二 法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更(特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。)

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。)

ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更(工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。)

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更(構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更(工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。)

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更(重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。)

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合(重要維持管理等の委託の相手方の名称(個人である場合にあつては、氏名)を変更するものを除く。))を除く。)

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更(重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。)

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合(再委託の相手方等の名称(個人である場合にあつては、氏名)を変更するものを除く。))を除く。)

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

2 法第五十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。)の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七(二)によるものとする。

3 法第五十四条第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)

あつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(二)により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

6 法第五十四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(二)により行うものとする。

(軽微な変更)

**第二十四条** 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所の変更(国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。)

ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株

主、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)

あつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者が委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四条第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(二)により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

6 法第五十四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(二)により行うものとする。

(軽微な変更)

**第二十四条** 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所の変更(国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。)

ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株

主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（前条第五号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第二号ロに該当するものを除く。）

二 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 構成設備の供給者の住所の変更  
ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（前条第六号に掲げる事項に係る変更（前条第一項第四号ハに該当するものを除く。）

三 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更  
ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

四 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

- イ 再委託の相手方等の住所の変更  
ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更（次に掲げる場合におけるものを除く。）

- (1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

- (3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合（変更の報告）

第二十五条 法第五十四条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による報告（次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。）は、第九条第二項各号に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにあつては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（一）により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九（二）により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

3 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

第二十六条 法第五十八条第二項の規定により特定社会基盤事業者に対する立入検査をする職員は、身分を示す証明書は、様式第十一によるものとする。

附 則 この命令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和五年二月二十六日閣府・法務省・財務省令第二号） この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和五年十一月十七日）から施行する。

様式第一（第三条関係）

様式第二（第五条関係）

様式第二（第五条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

届 出

届 出 者 氏 名  
代表者の氏名

次のとおり変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第58条第3項の規定により、届け出ます。

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
| 名称又は住所  |       |       |
| 変更年月日   |       |       |
| 変更の理由   |       |       |

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とする。

様式第三（第六条関係）

様式第三（第六条関係）

第 号

指 定 解 除 通 知 書

年 月 日

附

金融庁長官  
診 断 大 臣  
診 断 大 臣  
(法印省略)

経済施策を一時的に講ずることによる安全保障の確保の促進に関する法律  
(令和4年法律第43号)第31条の規定により特定社会基盤事業者としての  
指定を解除したので、関係において事務する同法第30条第1項の規定により、  
下記のとおり通知する。

記

|                   |  |
|-------------------|--|
| 名 称               |  |
| 住 所               |  |
| 特定社会基盤事業<br>の 種 類 |  |
| 指定をした年月日          |  |
| 指定を解除した<br>年 月 日  |  |

様式第四（一）（第九条第一項、第二十一条関係）

様式第四（一）（第九条第一項、第二十一条関係）

導入特許書（特定重要設備の導入を行う場合）

年 月 日

附

住 所  
氏 名  
代表者の氏名

経済施策を一時的に講ずることによる安全保障の確保の促進に関する法律第  
31条第1項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり届け出  
ます。

1. 特定重要設備の概要

|               |  |
|---------------|--|
| 特定重要設備の種類     |  |
| 特定重要設備の名称     |  |
| 特定重要設備の機能     |  |
| 特定重要設備を設置する場所 |  |
| 特定重要設備を使用する場所 |  |

〔記載上の注意〕

1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備の  
うち、該当するものを記載すること。

2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類の特定重要設備から導入を  
行う特定重要設備が異なる種類（品名、型番等）を記載すること。

3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定社会基盤設備を安定的に供給する  
ための特定重要設備が有する技術の概要を簡潔に要約して記載すること。

4. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の  
欄には、それぞれの場所の所在地を少なくとも都道府県までを記載するこ  
ととし、図面に示す場合は、これらに相当するものを記載すること。

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 導入の目的                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                          |
| 導入に<br>関する<br>事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 名称及び代表者<br>の氏名<br>住所<br>設立準拠法等<br>導入との関係 |
| 特 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                          |
| 〔記載上の注意〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                          |
| 1. 「導入に関する事項」の欄には、特定重要設備の供給者から、<br>当該特定重要設備を特定社会基盤事業者として導入すること<br>の、次の（1）又は（2）に該当する者に関する事項を記載すること。<br>（1）特定社会基盤事業者が特定重要設備の供給者となることとし、特定重要<br>設備の供給者の管理その他の特定重要設備の導入に生じつつ重要な役割を<br>果たす者<br>（2）特定重要設備についてサイバーセキュリティに関する高度の技術的知識<br>の提供等の提供行為の防止に関する高度技術的知識を有する者であって、当<br>該特定重要設備の機能に定数を及ぼし得る者<br>2. 個人である場合には、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記<br>載すること（以下この様式において同じ。）<br>3. 「設立準拠法等」の欄にはその所在地を以てして導入した法人を記載した<br>国又は地域の名称を記載すること（個人である場合には国籍等を記載<br>すること。以下この様式において同じ。）<br>4. 個人である場合には、「設立準拠法等」の欄に記載する情報は、<br>当該個人が金融庁長官、診療大臣及び診療大臣に直接に提出することができ<br>ること。このとき、当該個人は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融<br>庁長官、診療大臣及び診療大臣に直接に提出することを希望することとする<br>（以下この様式において同じ。）<br>5. 「導入との関係」の欄には、（1）又は（2）のいずれに該当する<br>かを記載した上で、導入に携わることが行う行為を具体的に記載すること。<br>6. 「時期」の欄には、特定重要設備を導入する日（導入の日の前日）を記<br>述し、後援の提供の期に際する時点に記載すること。具体的な時点が未定で<br>ある場合には予定年月を記載した上で、「（予定）」併せて記載すること。 |                                          |
| 3. 特定重要設備の供給者に関する事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                          |
| （1）特定重要設備の供給者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                          |

|                |  |
|----------------|--|
| 名称及び代表者<br>の氏名 |  |
| 住所             |  |
| 設立準拠法等         |  |

（2）特定重要設備の供給者の組織主等の議決権の5%以上を達成し得る者

| 名称又は氏名 | 設立準拠法等又は<br>国等 | 議決権有割合（%）<br>（継続した年月日） |
|--------|----------------|------------------------|
| ①      |                |                        |
| ②      |                |                        |
| ③      |                |                        |
| ④      |                |                        |
| ⑤      |                |                        |
| ⑥      |                |                        |

〔記載上の注意〕

1. 議決権所有割合は、届出の日前2月以内の日における組織主等の議決権の  
割合を求め算出を、当該届出を受理した日をもって算出すること（以下こ  
の様式において同じ。）  
2. 「設立準拠法等又は国等」の欄は、議決権を有する者が法人である  
場合には当該法人の設立準拠法を、個人である場合には当該個人の国籍  
等を記載すること（以下この様式において同じ。）  
3. 「設立準拠法等又は国等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供  
給者が金融庁長官、診療大臣及び診療大臣に直接に提出することができ  
ること。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、金融  
庁長官、診療大臣及び診療大臣に直接に提出することを希望することとする  
（以下この様式において同じ。）

（3）特定重要設備の供給者の役員

| 氏名 | 生年月日 | 国等 |
|----|------|----|
| ①  |      |    |
| ②  |      |    |
| ③  |      |    |
| ④  |      |    |
| ⑤  |      |    |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| ④ |  |  |  |
| ⑤ |  |  |  |
| ⑥ |  |  |  |

(記載上の注意)

「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報は及び当該情報に係る第9条第2項第2号に掲げる事項に、特定重要施設の供給者が金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直轄に提出することである。このとき、当該供給者は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直轄に提出することを報告することとする。

(4) 特定重要施設の供給者における外国政府等との取引に係る売上高の割合

|      |          |   |   |   |   |                 |
|------|----------|---|---|---|---|-----------------|
| 年    | 月        | 日 | 年 | 月 | 日 | 取引の金額           |
|      |          |   |   |   |   | 該当あり(○)、該当なし(□) |
| 事業年度 | 外国政府等の名称 |   |   |   |   | 割合 (%)          |
|      |          |   |   |   |   |                 |

(記載上の注意)

1. 前社のHの2月間のH以前に終了した最近の3事業年度のうち、いずれか1の事業年度における特定重要施設の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の割合が100分の1以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。

2. 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要施設の供給者が金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直轄に提出することである。このとき、当該供給者は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直轄に提出することを報告することとする。

(3) 特定重要施設を製造する工場又は事業場の所在地

|                                                                                            |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 工場又は事業場の所在地                                                                                |   |
| 所在地                                                                                        |   |
| (確認項目)                                                                                     |   |
| 特定社会福祉事業者は、特定重要施設の購入に当たって、特定重要施設の供給者が自らに付し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に当該供給者の記載された工場又は | □ |

事業場において当該事業者が自ら特定重要施設を製造し、かつ、当該特定重要施設の機能を充足させていることを確認している。

(記載上の注意)

1. 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要施設を製造する工場又は事業場の所在地をH又はH以前に終了した最近の3事業年度のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の割合が100分の1以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。

2. 確認項目の内容を確認している場合には、その名称にある□に印を付けること。

4. 構成設備に関する事項

|   |            |  |
|---|------------|--|
| ① | 構成設備の種類    |  |
| ② | 構成設備の名称    |  |
| ③ | 構成設備の機能    |  |
| ④ | 名称及び代表者の氏名 |  |
| ⑤ | 住所         |  |
| ⑥ | 設立事務所等     |  |

工場又は事業場の所在地

|             |        |        |
|-------------|--------|--------|
| 工場又は事業場の所在地 | 設立事務所等 | 割合 (%) |
| (確認項目)      | (確認項目) | (確認項目) |
| ①           | ①      | ①      |
| ②           | ②      | ②      |
| ③           | ③      | ③      |
| ④           | ④      | ④      |
| ⑤           | ⑤      | ⑤      |
| ⑥           | ⑥      | ⑥      |
| ⑦           | ⑦      | ⑦      |
| ⑧           | ⑧      | ⑧      |

④ 構成設備の製造

|    |      |     |
|----|------|-----|
| 氏名 | 生年月日 | 国籍等 |
| ①  |      |     |
| ②  |      |     |
| ③  |      |     |
| ④  |      |     |
| ⑤  |      |     |
| ⑥  |      |     |
| ⑦  |      |     |
| ⑧  |      |     |

⑤ 構成設備の製造

|      |          |   |   |   |   |                 |
|------|----------|---|---|---|---|-----------------|
| 年    | 月        | 日 | 年 | 月 | 日 | 取引の金額           |
|      |          |   |   |   |   | 該当あり(○)、該当なし(□) |
| 事業年度 | 外国政府等の名称 |   |   |   |   | 割合 (%)          |
|      |          |   |   |   |   |                 |

⑥ 工場又は事業場の所在地

|                                                                                                                                                                                                           |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 工場又は事業場の所在地                                                                                                                                                                                               |  |
| (確認項目)                                                                                                                                                                                                    |  |
| 特定社会福祉事業者は、特定重要施設の購入に当たって、特定重要施設の供給者が自らに付し販売を行っているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に当該供給者の記載された工場又は事業場の所在地をH又はH以前に終了した最近の3事業年度のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の割合が100分の1以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。 |  |

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。

2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の構成設備から購入を行う構成設備を特定する事項（品名又は仕様書等）を記載すること。

3. 「構成設備の機能」の欄には、特定重要施設が特定社会福祉事業者を安定的に施設するため構成設備が有する固有の役割を最大作用を記載すること。

4. 構成設備はH又はH以前に終了した最近の3事業年度のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の割合が100分の1以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。

5. 構成設備の製造

① 構成設備の製造

② 構成設備の製造

③ 構成設備の製造

④ 構成設備の製造

⑤ 構成設備の製造

⑥ 構成設備の製造

⑦ 構成設備の製造

⑧ 構成設備の製造

⑨ 構成設備の製造

⑩ 構成設備の製造

⑪ 構成設備の製造

⑫ 構成設備の製造

⑬ 構成設備の製造

⑭ 構成設備の製造

⑮ 構成設備の製造

⑯ 構成設備の製造

⑰ 構成設備の製造

⑱ 構成設備の製造

⑲ 構成設備の製造

⑳ 構成設備の製造

㉑ 構成設備の製造

㉒ 構成設備の製造

㉓ 構成設備の製造

㉔ 構成設備の製造

㉕ 構成設備の製造

㉖ 構成設備の製造

㉗ 構成設備の製造

㉘ 構成設備の製造

㉙ 構成設備の製造

㉚ 構成設備の製造

㉛ 構成設備の製造

㉜ 構成設備の製造

㉝ 構成設備の製造

㉞ 構成設備の製造

㉟ 構成設備の製造

㊱ 構成設備の製造

㊲ 構成設備の製造

㊳ 構成設備の製造

㊴ 構成設備の製造

㊵ 構成設備の製造

㊶ 構成設備の製造

㊷ 構成設備の製造

㊸ 構成設備の製造

㊹ 構成設備の製造

㊺ 構成設備の製造

㊻ 構成設備の製造

㊼ 構成設備の製造

㊽ 構成設備の製造

㊾ 構成設備の製造

㊿ 構成設備の製造

| 項目                                                                                                                                                                     |                          | 確認 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----|
| (1) 特定重要設備及び構成設備の部品等における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理が行われ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを確認している。                                                    |                          |    |
| ①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の確認試験の機能とされている自動テストの導入までに実施されることを確認している。                                                            | <input type="checkbox"/> |    |
| ② 当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の部品等によって実施されるものを除く。                                                                                                                       |                          |    |
| ①-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の部品等において、構成設備に属するコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の確認試験の機能とされている自動テストが導入までに実施されることを確認している。                                   | <input type="checkbox"/> |    |
| ③ 1 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                                         |                          |    |
| ②-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の部品等が特定社会基盤事業者によって提供に指定された情報やソフトウェア等、特定重要設備に属するソフトウェアが混入されているかを、不正プログラム攻撃プログラムを識別しているかを等、不正プログラム攻撃プログラムを識別しているかを等、不正プログラム攻撃プログラムを識別していることを確認している。 | <input type="checkbox"/> |    |

|                                                                                                                                                                        |                          |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、構成設備の部品等が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の部品等によって提供に指定された情報やソフトウェア等、特定重要設備に属するソフトウェアが混入されているかを、不正プログラム攻撃プログラムを識別しているかを等、不正プログラム攻撃プログラムを識別していることを確認している。 | <input type="checkbox"/> |  |
| ③ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                                           |                          |  |
| ①-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の部品等が、特定重要設備の部品と称(関係と称を含む。)において提供できる品質保証を確保していることを確認している。                                                                                         | <input type="checkbox"/> |  |
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、構成設備の部品等が、構成設備の部品と称(関係と称を含む。)において提供できる品質保証を確保していることを確認している。                                                                              | <input type="checkbox"/> |  |
| ③ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                                           |                          |  |
| ①-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の部品等が、特定重要設備の部品と称(関係と称を含む。)における不正な変更の有無について、定期的又は随時に確認を行うことを確認している。                                                                               | <input type="checkbox"/> |  |
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、構成設備の部品等が、構成設備の部品と称(関係と称を含む。)における不正な変更の有無について、定期的又は随時に確認を行うことを確認している。                                                                    | <input type="checkbox"/> |  |
| ③ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                                           |                          |  |
| ①-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の部品等が特定重要設備の部品と称(関係と称を含む。)において、定められた要件以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要件(機能やソフトウェアのインストールやシステム等)のアクセス制御に適合していることを確認している。                                     | <input type="checkbox"/> |  |
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、構成設備の部品等が構成設備の部品と称(関係と称を含む。)において、定められた要件以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要件(機能やソフトウェアのインストールやシステム等)のアクセス制御に適合していることを確認している。                          | <input type="checkbox"/> |  |
| ③ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                                           |                          |  |
| ④ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット接続し接続する場合には、特定重要設備に、必要のアクセス制御を行うための機能を確保し、その利用のセキュリティポリシー等を自ら適切に管理・実施している。                                                                  | <input type="checkbox"/> |  |
| ⑤ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の部品等が特定重要設備の部品と称(関係と称を含む。)において、不正な変更を加えられることを防止する機能を確保している。                                                                                         | <input type="checkbox"/> |  |
| ①-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、特定重要設備の供給者や部品と称(関係と称を含む。)に協力することによって対応していることを確認している。                                                               | <input type="checkbox"/> |  |
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合に、構成設備の部品等の供給者を通じて対応している場合も含む。                                                                    | <input type="checkbox"/> |  |

|                                                                                                                                               |                          |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
| (関係と称を含む。)において、定められた要件以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要件(機能やソフトウェアのインストールやシステム等)のアクセス制御に適合していることを確認している。                                                 |                          |  |
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、構成設備の部品等が構成設備の部品と称(関係と称を含む。)において、定められた要件以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要件(機能やソフトウェアのインストールやシステム等)のアクセス制御に適合していることを確認している。 | <input type="checkbox"/> |  |
| ③ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                  |                          |  |
| ④ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備をインターネット接続し接続する場合には、特定重要設備に、必要のアクセス制御を行うための機能を確保し、その利用のセキュリティポリシー等を自ら適切に管理・実施している。                                         | <input type="checkbox"/> |  |
| ⑤ 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の部品等が特定重要設備の部品と称(関係と称を含む。)において、不正な変更を加えられることを防止する機能を確保している。                                                                | <input type="checkbox"/> |  |
| ①-1 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合に、特定重要設備の供給者や部品と称(関係と称を含む。)に協力することによって対応していることを確認している。                                       | <input type="checkbox"/> |  |
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合に、構成設備の部品等の供給者を通じて対応している場合も含む。                                           | <input type="checkbox"/> |  |

|                                                                                                                     |                          |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
| 入換等)に協力することが要求されていることを確認している。                                                                                       |                          |  |
| ③ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。                                                                                        |                          |  |
| (1) 特定重要設備及び構成設備について、特定の侵害や、点検等が必要となることが予想される場合に、当該侵害や、点検等を行うことができる者が特定重要設備又は構成設備の供給者に認められるかどうか等の実施も勘まえ、実施書を作成している。 |                          |  |
| ①-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の部品等によるサービス提供(当該提供や機能性や性能)が十分に満たされることを確認している。                                                  | <input type="checkbox"/> |  |
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、構成設備の部品等によるサービス提供(当該提供や機能性や性能)が十分に満たされることを確認している。                                     | <input type="checkbox"/> |  |
| ③ 特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。                                                                                        |                          |  |
| ①-1 特定社会基盤事業者は、特定重要設備のサービス提供(当該提供や機能性や性能)が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。                                  | <input type="checkbox"/> |  |
| ②-2 特定社会基盤事業者 <sup>7)</sup> は、構成設備のサービス提供(当該提供や機能性や性能)が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。                     | <input type="checkbox"/> |  |
| ③ 特定重要設備の供給者において確認している場合も含む。                                                                                        |                          |  |
| (1) 特定重要設備及び構成設備について、不正な侵害が行われる危険を認識し、危険が認められる限り、不正な侵害を未然に防止する対策を講じている。当該対策が機能していることを、定期的に確認し実施も勘まえ、実施書を作成している。     |                          |  |
| ② 特定社会基盤事業者は、ランサムウェアに感染した場合や特定重要設備に付する不正な侵害が行われたときであっても復旧の機能が継続できる体制(バックアップ)                                        | <input type="checkbox"/> |  |

[illegible][illegible]

様式第四(二)(第九条第一項、第二十一条関係)

|               |  |
|---------------|--|
| 1. 特定重要設備の概要  |  |
| 特定重要設備の種類     |  |
| 特定重要設備の名称     |  |
| 特定重要設備の機能     |  |
| 特定重要設備を設置する場所 |  |
| 特定重要設備を使用する場所 |  |

(附表上の注記)

1. 「特定重要役員の職名」の欄には、第1条において定める特定重要役員のうち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要役員の名称」の欄には、同一の種類の特定重要役員から重複維持管理等が行われる特定重要役員を特定する事項（品名、型番等）を記載すること。
3. 「特定重要役員の機能」の欄には、特定社会基盤役務を定款的に提供する特定重要役員が有する固有の役割を果たす作用を記載すること。
4. 「特定重要役員を製造する事業者」及び「特定重要役員を使用する場所」の欄には、それぞれ所産の場所の所在地とみなし都道府県名をも記載すること。なお、所在地に所在する企業、これらに相当するものを記載すること。





|                                                                                                                                                               |   |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
|                                                                                                                                                               |   |  |
| 等を含む。)に反していないことを確認している。                                                                                                                                       |   |  |
| ② 2 特定社会施設事業者”は、再委託の相手等が、施設を借り手の職員から起算して過去3年間の実績を求め、施設の整備計画(随時的に改訂される場合がある(それに基づいて各年度で整備されている施設等を含む。)に反していないことを確認している。                                        | □ |  |
| ※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                                      |   |  |
| (3) 特定社会施設事業者が、特定産業設備及び構成設備の供給や委託(再委託を含む。)した重要維持管理等の適切性について、外国の法的制度等により影響を受けるおそれないことを確認している。                                                                  |   |  |
| ④-1 特定社会施設事業者は、委託の相手方が、外国の法的制度や外国主体の施設(所有権など)であっても施設の提供(提供形態も併せて)を、特定の施設(指すも含む。)によって、特定社会施設事業者との契約に基いたる行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会施設事業者に対して報告することを契約等により担保している。    | □ |  |
| ④-2 特定社会施設事業者”は、再委託の相手等が、外国の法的制度や外国主体の施設(提供形態も併せて)を、特定の施設(指すも含む。)によって、特定社会施設事業者又は事業主を行ったと認め、違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会施設事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。 | □ |  |
| ※ 再委託の相手方を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                                     |   |  |
| ⑤ 特定社会施設事業者は、重要維持管理等を実施する施設において、監視カメラやドローン等の映像撮影をすることを目的とした機器を設置又は使用する場合                                                                                      | □ |  |

|                                                                                                                                                              |   |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|
| 合、当該施設の供給者の本社等(供給者の最終主幹の取締役や専任役員又は取締役権限を有する者の名義を含む。)が、定座する場所の法的権限等により、当該施設の供給の取扱いの適切性が確保されていないことを確認している。                                                     |   |  |
| (4) 特定社会施設事業者が、特定産業設備及び構成設備の供給者や委託(再委託を含む。)と契約に基いて、当該施設内部からの情報を提供することに関する情報の提供が受けられることを契約等により担保している。また、契約締結後も当該情報について変更があった場合に、随時に当該提供を受けられることを契約等により担保している。 |   |  |
| ⑤ 特定社会施設事業者は、委託の相手方及び委託の相手方等の役員、専任役員や専任関係等、事業計画や実績、重要維持管理の実施計画、社会に提供する者の国籍、専門性、経歴やスキルに基いたる情報(経歴等)等に関する情報提供を受けられることを契約等により担保している。                             | □ |  |
| また、特定社会施設事業者は、契約締結後に上記の事項について変更があった場合に、随時に情報提供を受けることを契約等により担保している。                                                                                           |   |  |

(記載上の注意)

1. それぞれの項目の欄を設けている場合には、□に印を付けること、印を付けた項目については、当該欄を設けていることも従う事項を併記すること。

2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、当該の特定施設行為を防止するための措置の実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する欄の欄に記載すること。

3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の欄については再委託の相手方等に関するものに限る。

① ①は、重要維持管理の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融庁指定、証券取引及び貸付に関する規制に適合することである。このとき、重要維持管理の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会施設事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁指定、証券取引及び貸付に関する規制に適合することを報告することとし、報告

を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会施設事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

6. 備考

注 用紙の大きさは、日本縦書き用紙A4とすること。

様式第五(一)(第十条第二項関係)

緊急輸入等届出書(特定重要設備の輸入を行った場合)

|    |        |   |
|----|--------|---|
| 年  | 月      | 日 |
| 届  |        |   |
| 住所 | 代表者の氏名 |   |
| 氏名 | 代表者の氏名 |   |

経路等を一切に譲ることによる安全確保の確保の観点に関する法律第11条の規定により、特定重要設備の輸入を行ったので、次のとおり届け出ます。

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| 1. 特定重要設備の輸入を行うことが緊急やむを得ない場合であった理由                 |
| (1) 特定社会施設設備の供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと               |
| ① 特定社会施設設備の供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある                    |
| ② ①が生じた特定設備及び関係                                    |
| ③ ①により特定社会施設設備の供給に支障が生じた事実                         |
| ④ ①に対する措置の必要性                                      |
| ⑤ 輸入等計画書の届出によ                                      |
| ⑥ ⑤は対応がでなかった理由                                     |
| (2) 経路の譲渡を免れる目的で特定社会施設設備の定型的な複製に支障が生ずるおそれを生じさせないこと |
| ① (1) ①が生じた理由                                      |
| ② (1) ①が生じた理由                                      |

[illegible]

2. 確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

|               |            |           |
|---------------|------------|-----------|
| 5. 構成設備に関する事項 | 構成設備の種類    |           |
|               | 構成設備の名称    |           |
|               | 構成設備の機能    |           |
| 6. 所有者        | 名称及び代表者の氏名 |           |
|               | 住所         |           |
| 7. 所有者        | 設立準備段階等又は  | 施設保有割合（％） |
|               | 名称又は氏名     | （確認した年月日） |
| 8. 所有者の氏名     | ①          |           |
|               | ②          |           |
|               | ③          |           |
|               | ④          |           |
|               | ⑤          |           |
|               | ⑥          |           |
| 9. 所有者の氏名     | ①          |           |
|               | ②          |           |
|               | ③          |           |
|               | ④          |           |
|               | ⑤          |           |
|               | ⑥          |           |

|             |                |       |
|-------------|----------------|-------|
| 10. 所有者の氏名  | 年 月 日～年 月 日の年間 |       |
|             | 課与あり□、課与なし□    |       |
| 11. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 12. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 13. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 14. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 15. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 16. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 17. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 18. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 19. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 20. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 21. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 22. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 23. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 24. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 25. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 26. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 27. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 28. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 29. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 30. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 31. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 32. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 33. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 34. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 35. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 36. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 37. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 38. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 39. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 40. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 41. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 42. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 43. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 44. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 45. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 46. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 47. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 48. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 49. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 50. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 51. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 52. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 53. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 54. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 55. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 56. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 57. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 58. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 59. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 60. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 61. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 62. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 63. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 64. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 65. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 66. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 67. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 68. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 69. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 70. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 71. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 72. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 73. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 74. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 75. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 76. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 77. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 78. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 79. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 80. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 81. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 82. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 83. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 84. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 85. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 86. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 87. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 88. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 89. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 90. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 91. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 92. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 93. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 94. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 95. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 96. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 97. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 98. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 99. 所有者の氏名  | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |
| 100. 所有者の氏名 | 事業年度           | 割合（％） |
|             |                |       |

(記載上の注意)

1. 「構成設備の種類」の欄には、第12条において定める構成設備のうち、該当するものを記載すること。

2. 「構成設備の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から購入を行った構成設備を有する事業（法人又は団体等）を記載すること。

3. 「構成設備の種類」の欄には、特定重要設備内特定社会基盤設備を定型的に製造するため構成設備が有する図様の複製を有する世帯用を記載すること。

4. 構成設備が1 SMA-Rの登録を受けているクラウドサービスである場合は、「構成設備の種類」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、「構成設備の名称」の欄に利用するクラウドサービスの名称を、それぞれ記載すること。

5. 構成設備が1 SMA-Rの登録を受けているクラウドサービスである場合は、(1)から(4)までの構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

6. (3)の「設立準備段階等又は段階等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融機関、法務局及び財務大臣に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に、あらかじめ、金融機関、法務局及び財務大臣に提出することを確認することとする。

7. (4)の「先住者」及び「段階等」の欄に記載する情報は、金融機関、法務局及び財務大臣に提出することを確認することとする。

8. 金融機関、法務局及び財務大臣に提出することを確認することとする。

9. (5)の「金融機関等」の欄には、「金融機関」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融機関、法務局及び財務大臣に提出することを確認することとする。

10. (6)の「金融機関等」の欄には、「金融機関」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が金融機関、法務局及び財務大臣に提出することを確認することとする。

11. (8)の「確認項目の内容を確認した場合」の欄には、その右欄にある□に印を付けること。

|                                                                                                                     |                                                                                       |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 6. 特定重要設備の購入に当たって特定社会基盤事業者が課する特定営業行為を防止するための措置に関する事項                                                                | 項目                                                                                    | 備考 |
| (1) 特定重要設備及び構成設備の供給者に係る設備等の設置、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するための必要な管理があること、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認することを確認していること。 | ①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等に対して、特定重要設備に設置のあるコード等が導入していないことを確認するための導入確認その他の確認事項を課していること。 | □  |
|                                                                                                                     | ①-2 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等に対して、特定重要設備に設置のあるコード等が導入していないことを確認していること。                    | □  |

|                                                 |                                                                                       |   |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 8. 特定重要設備の供給者が金融機関、法務局及び財務大臣に提出することを確認することとする。  | ①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等に対して、特定重要設備に設置のあるコード等が導入していないことを確認するための導入確認その他の確認事項を課していること。 | □ |
|                                                 | ①-2 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等に対して、特定重要設備に設置のあるコード等が導入していないことを確認していること。                    | □ |
| 9. 特定重要設備の供給者が金融機関、法務局及び財務大臣に提出することを確認することとする。  | ①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等に対して、特定重要設備に設置のあるコード等が導入していないことを確認するための導入確認その他の確認事項を課していること。 | □ |
|                                                 | ①-2 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等に対して、特定重要設備に設置のあるコード等が導入していないことを確認していること。                    | □ |
| 10. 特定重要設備の供給者が金融機関、法務局及び財務大臣に提出することを確認することとする。 | ①-1 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等に対して、特定重要設備に設置のあるコード等が導入していないことを確認するための導入確認その他の確認事項を課していること。 | □ |
|                                                 | ①-2 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等に対して、特定重要設備に設置のあるコード等が導入していないことを確認していること。                    | □ |



7. 備考

様式第五（二）（第十条第二項関係）

様式第五（二）（第十条第二項関係）

緊急輸入等届出書（特定重要設備の重要維持管理等を行った場合）

年 月 日

殿

御 用  
名 称  
代表者の氏名

経済施策を一時的に講ずることによる安全確保の確保の確保に関する法律第  
四第11項の規定により、重要維持管理等を行ったので、次のとおり届け  
出ます。

1、特定重要設備の重要維持管理等を行わねることが緊急やむを得ない場合  
であった理由

|                                                             |  |
|-------------------------------------------------------------|--|
| (1) 特定社会基盤設備の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと                        |  |
| ① 特定社会基盤設備の機能<br>に生じた支障又は生ずるお<br>それの内容                      |  |
| ② ①ゆえにの補填及び期間                                               |  |
| ③ ①により特定社会基盤<br>設備の機能に対して生じた影<br>響                          |  |
| ④ ①に対する措置のため緊<br>急に重要維持管理等を行わ<br>ねばならなかった理由                 |  |
| ⑤ 輸入等々異書の届出によ<br>っては対応できなかった<br>理由                          |  |
| (2) 規定の適用を免れる目的で特定社会基盤設備の定期的な機能に支障が生<br>ずるおそれを生じさせたものではないこと |  |

[illegible]



[illegible]

6. 経理の目録の年単位に於いて経理上直近の3事業年度をいう。いずれかの事業年度における重要監理機関の再委託の相手方の売上高の総額のうちの1割以上の額が当該事業年度の再委託の相手方の売上高の総額の合計額の割合が100分の25に満たない場合は(「当該年度」「当該月」を付け、それ以外の場合は「当該年」を付ける)とすること。

7. (5) 当該再委託の相手方が「監査法人」の場合に於ける情報は、重要監理機関の再委託の相手方が金融庁及び、証券取引及対価支払に直接関係する事項を記載する報告書(以下「報告書」という。)を、重要監理機関の再委託の相手方に、あらかじめ、金融庁及び、証券取引及対価支払に直接提出すること等を附帯することを要する。

8. 4.5.4.5の(6)の規定により報告を受けるべき重要監理機関の再委託の相手方は、特定公益基礎事業者にして、当該規定による報告を受けたとは認められることとする。

6. 重要維持管理等の委託に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行

| 項目                                                                                                                                                           | 備考 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| (1) 委託された特定社会福祉管理事業の実施に当たり、委託（再委託等）を受けた者（その役員員等を含む。）により、特定社会福祉管理事業に於ける特定社会福祉管理事業が、いかなる原因によらずに、この委託に係るために必要と管理するべき財産を、特定社会福祉管理事業者が毀損することを知りながら行なう。            |    |
| 特定社会福祉管理事業者 <sup>1</sup> は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定社会福祉管理の履行に於ける作業履歴等の記録に於ける虚偽及びその偽造並びに委託者が再委託に係る記録において、当該履歴のうち作業履歴等の記録等により不正な事実の有無を定期的に又は随時確認することによって確認している。 | □  |
| ※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認して委託者を含む。                                                                                                                |    |

[illegible]

(2) 直接維持管理等の再委託が行われる場合には、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が、再委託を行った者を通じて特定社会基盤事業者に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ特定社会基盤事業者の承認を受けることが原則等により担保されている。

[illegible]

|                                                                                                                                                                       |                          |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
|                                                                                                                                                                       |                          |  |
| 含む。)に反しているかあったことを確認している。                                                                                                                                              |                          |  |
| ②-2 特定社会福祉事業者”は、再委託の相手等は、委託を行った日から起算して逾る3年間の期間を含む。国内の派遣出張や短期滞在を受け入れられた社会福祉士等(これに基づいて各年度で数値されている短期等を含む。)に反していないかつたことを確認している。                                           | <input type="checkbox"/> |  |
| ※ 委託の相手方を通じて確認している場合も含む。                                                                                                                                              |                          |  |
| (3) 特定社会福祉事業者が、特定業務領域及び関係者の供給や委託(再委託を含む。)した重要維持管理等の適切性について、外国の法的優遇等により影響を受けるかでないことを確認している。                                                                            |                          |  |
| ③-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方が、外国の法的優遇や外国主体の他国(外国法人)の代表として当該業務の提供(提供を含む。)によって、特定社会福祉事業者との契約に基くする行為が主たる行為である場合、これを特定社会福祉事業者に対して報告することを契約等により担保している。                            | <input type="checkbox"/> |  |
| ③-2 特定社会福祉事業者”は、再委託の相手等が、外国の法的優遇や外国主体の他国(外国法人)の代表として当該業務の提供(提供を含む。)によって、特定社会福祉事業者又は重要維持管理を行った事と関係の密接する行為が生じていた可能性がある場合、これを特定社会福祉事業者又は再委託を行った事に対して報告することを契約等により担保している。 | <input type="checkbox"/> |  |
| ※ 再委託を行った者を通じて担保している場合も含む。                                                                                                                                            |                          |  |
| ④ 特定社会福祉事業者は、重要維持管理等を行った者に対して、関係者に対して、監視カメラやドローン等の映像撮影を得ることを目的とした監視を設置し又                                                                                              | <input type="checkbox"/> |  |

|                                                                                                                                                                  |                          |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|
| は使用する場合、当該施設の供給者の本社員(供給者の組織上等の関係者の員数や数値又は関係者に係る有する者(再委託を含む。))の立入る場所の法的優遇等により、当該施設の情報の漏洩の危険性が影響を受けないことを確認している。                                                    |                          |  |
| (4) 特定社会福祉事業者が、特定業務領域及び関係者の供給や委託(再委託を含む。)と関係の密接して、外国の法的優遇や外国主体の他国(外国法人)の代表として当該業務の提供を受けることを短期等により担保している。また、契約締結後も当該業務について委託を受けた場合に、適時に情報提供を受けられることを契約等により担保している。 |                          |  |
| ⑤ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び委託の相手等の他、関係者、役員や関係者等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施状況、社会に与える影響、信頼性、信頼性等について、関係者、関係者等(関係者等)等に開示する情報提供を受けることを契約等により担保している。                                | <input type="checkbox"/> |  |
| また、特定社会福祉事業者は、関係者等に上記の事項について委託を受けた場合に、適時に情報提供を受けることを契約等により担保している。                                                                                                |                          |  |

(注)上の注意

1. それぞれの項目の適用を要している場合には、□に印を付けること、印を付けた項目については、当該適用を要していることも認める事項を認めること。

2. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、関係の特定維持管理行為を防止するための措置の実施できていると考える場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に該当する事項の欄に記載すること。

3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の適用については再委託の相手方等に関するものに限る。また、重要維持管理の委託の相手方又は再委託の相手方等が金融機関、証券会社及び関係者等に開示することとなる。このとき、重要維持管理の委託の相手方又は再委託の相手方等は、それぞれ特定社会福祉事業者又は重要維持管理等の委託を受けた者、その関係者、金融機関、証券会社及び関係者等に開示することと報告することとし、報告

を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、特定社会福祉事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

7.備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六(第二十条関係)

様式第六(第二十条関係)

報告の応答等に関する通知書

年 月 日

宛

姓 名 代表者の氏名

経緯概要を一括的に譲渡することによる安全保障の確保の徹底に関する法律(第51条第7項(第51条第7項において準用する場合を除く。第51条第7項、第51条第7項において準用する場合を除く。第51条第7項)の規定により、

年 月 日付 号をもって送付された 緊急導入等届出書

に添 特定重要関係の導入 内容変更 変更の届出書

の 中 止 の報告について、下記のとおり通知します。

記

|                |         |          |
|----------------|---------|----------|
| 1. 報告の別(該当分は○) | イ 応答する。 | ロ 応答しない。 |
| 2. 応答しない場合の理由  |         |          |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）  
個人等計画書の変更の届  
（特定重要設備の導入を行う場合）

|                                                                           |               |                                  |   |   |
|---------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------------------------|---|---|
| 届                                                                         |               | 年                                | 月 | 日 |
| 住                                                                         |               | 所                                |   |   |
| 番                                                                         |               | 地                                |   |   |
| 代表者の氏名                                                                    |               |                                  |   |   |
| 経路施設を一体的に課することによる安全確保の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、個人等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。 |               |                                  |   |   |
| 1. 変更を行う届出                                                                | 届出年月日         | 個人等計画書の届出をした年月日                  |   |   |
|                                                                           | 特定重要設備の種類及び名称 | 変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最近のもの） |   |   |
| 2. 変更事項                                                                   |               |                                  |   |   |
| 3. 変更の内容                                                                  | 変更前           | 変更後                              |   |   |
| 4. 変更の理由                                                                  |               |                                  |   |   |
| 5. 変更の時期                                                                  |               |                                  |   |   |
| 6. 備考                                                                     |               |                                  |   |   |
| 〔記載上の注意〕                                                                  |               |                                  |   |   |

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした届出のものの中年月日を記載すること。  
2. 特定社会福祉事業家以外の者が、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直接に届出することができるときは、当該変更の内容及び当該変更の内容を添付する書類について金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直接に届出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会福祉事業家又は当該重要設備の導入の趣意について金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直接に届出することができ、あらかじめ、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直接に届出することを報告することとし、報告を受けた重要設備の導入の趣意は、趣意なく、特定社会福祉事業家に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（二）（第二十三条第二項及び第五項関係）  
個人等計画書の「緊急個人等計画書」の変更の届  
（特定重要設備の重要維持管理等を行う場合）

|                                                                                                                 |               |                                  |   |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----------------------------------|---|---|
| 届                                                                                                               |               | 年                                | 月 | 日 |
| 住                                                                                                               |               | 所                                |   |   |
| 番                                                                                                               |               | 地                                |   |   |
| 代表者の氏名                                                                                                          |               |                                  |   |   |
| 経路施設を一体的に課することによる安全確保の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、個人等計画書の「緊急個人等計画書」において課する対象第1項の規定により、緊急個人等計画書の変更を行うので、次のとおり届け出ます。 |               |                                  |   |   |
| 1. 変更を行う届出                                                                                                      | 届出年月日         | 個人等計画書（緊急個人等計画書）の届出した年月日         |   |   |
|                                                                                                                 | 特定重要設備の種類及び名称 | 変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最近のもの） |   |   |
| 2. 変更事項                                                                                                         |               |                                  |   |   |
| 3. 変更の内容                                                                                                        | 変更前           | 変更後                              |   |   |
| 4. 変更の理由                                                                                                        |               |                                  |   |   |

5. 変更の時期

6. 備考

〔記載上の注意〕

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その最近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をした届出のものの中年月日を記載すること。  
2. 特定社会福祉事業家以外の者が、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直接に届出することができるときは、当該変更の内容及び当該変更の内容を添付する書類について金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直接に届出することができる。このとき、当該変更をする者は、特定社会福祉事業家又は当該重要設備の導入の趣意について金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直接に届出することができ、あらかじめ、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣に直接に届出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の実施の趣意は、趣意なく、特定社会福祉事業家に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八（一）（第二十三条第六項関係）  
変更の内容を記載した導入等計画書  
（特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合）

年 月 日  
所  
在  
地  
の  
代  
表  
者  
の  
氏  
名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

|             |                                                            |     |
|-------------|------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 変更の内容    | 導入等計画書の提出をした年月日<br>年月日<br>変更の届出又は撤回をした年月日（複数あるときは、その最近のもの） |     |
| (1) 変更をした理由 | 特定重要設備の種類の増及び名称                                            |     |
| (2) 変更事項    | 変更前                                                        | 変更後 |
| (3) 変更の内容   |                                                            |     |
| (4) 変更の理由   |                                                            |     |
| (5) 変更の時期   |                                                            |     |
| (6) 備考      |                                                            |     |

（記載上の注意）

- （1）「変更をした届出」の「変更の届出又は撤回をした年月日（複数あるときは、その最近のもの）」の欄には、この届出を除き、届出又は撤回をした最近のものの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤整備事業に於ける事業、金融機関等、法務大臣及び財務大臣に連絡し提出することができるとする項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を定ずる書類について説明を受ける、説明を受ける関係人等と当該書類に提出することができるとする、当該変更をした者は、特定社会基盤整備事業又は特定重要設備の供給者に押し、あらかじめ、金融機関等、法務大臣及び財務大臣に連絡し提出することを報告することとし、報告を受けた特定重要設備の供給者は、適確なく、特定社会基盤整備事業に押し、報告を受けた日を報告することとする。

2. 特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更することが緊急やむを得ない場合であった理由

|                                                        |  |
|--------------------------------------------------------|--|
| (1) 特定社会基盤整備事業の開始に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと                 |  |
| ① 特定社会基盤整備事業の開始に支障が生ずるおそれの発生                           |  |
| ② ①が生じた時期及び期間                                          |  |
| ③ ①により特定社会基盤整備事業の開始に支障が生じた影響                           |  |
| ④ ①に対する措置のための緊急に導入を行う必要があった理由                          |  |
| ⑤ 導入等計画書の変更の案の届出によっては何らかの支障が生じた理由                      |  |
| (2) 緊急の措置を受ける目的で特定社会基盤整備事業の安定時に支障が生ずるおそれを生じさせたものではないこと |  |
| ① (1) 以外に支障が生じた理由                                      |  |
| ② (1) 以外に支障が生じた理由                                      |  |
| ③ (1) ①の発生を回避できなかった理由                                  |  |

（3）他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の発生又は発生のおそれのために必要であったこと

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
| ① (1) ①と特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容 |  |
| ② (1) ①と緊急に付いた導入との関係               |  |
| (4) 特定重要設備の導入を緊急に行うために適当な方法がなかったこと |  |
| ① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容           |  |
| ② 他の手段によっては (1) ①に対応できなかった理由       |  |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八（二）（第二十三条第六項関係）  
変更の内容を記載した 導入等計画書  
（産業維持管理等を行う場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の変更をした場合）

年 月 日  
所  
在  
地  
の  
代  
表  
者  
の  
氏  
名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第1項の規定により、導入等計画書の変更（第54条第2項において準用する同条第3項の規定により、緊急導入等届出書の提出）をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

|             |                                                                      |  |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 変更の内容    | 導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日<br>年月日<br>変更の届出又は撤回をした年月日（複数あるときは、その最近のもの） |  |
| (1) 変更をした届出 | 特定重要設備の種類の増及び名称<br>産業維持管理等の委託の内                                      |  |
| (2) 変更事項    |                                                                      |  |

|           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| (3) 変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
| (4) 変更の理由 |     |     |
| (5) 変更の時期 |     |     |
| (6) 備考    |     |     |

(記載上の注意)

1. (1) 変更をした届出の「変更の届出又は報告をした年月日(複製あるときは、その最近のもの)」の欄には、この届出を併し、届出又は報告をした最近のものの中年月日を記載すること。

2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官、金融大臣及び財務大臣に直接に届出することができるとする項目について変更をした場合は、当該変更をした者、当該変更の内容及び当該変更の内容を記する書類について金融庁長官、金融大臣及び財務大臣に直接に届出することがある。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、金融庁長官、金融大臣及び財務大臣に直接に届出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

2. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をすることが緊急又は重要な場合であった理由

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| (1) 特定社会基盤設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと |  |
| ① 特定社会基盤設備の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容       |  |
| ② ①が生じた時期及び期間                        |  |
| ③ ①により特定社会基盤設備の提供に生じた支障              |  |
| ④ ①に対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった理由  |  |
| ⑤ 導入等計画書の変更の届出の届出によっては対応ができなかった理由    |  |

(2) 特定の運用を充てる目的で特定社会基盤設備の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じたこと

|                       |  |
|-----------------------|--|
| ① (1) ①が生じた期間         |  |
| ② (1) ②を軽減した時期        |  |
| ③ (1) ③の発生を回避できなかった理由 |  |

(3) 他の事業者を通じて重要維持管理等を緊急に行わせることが支障の除去又は発生防止のために必要であったこと

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ① (1) ①(特定社会基盤設備)関係及び特定重要設備に生じた支障の内容 |  |
| ② (1) ②(緊急事態)に行われた重要維持管理上の関係         |  |

(4) 特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせる他に適切な方法がなかったこと

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| ① 緊急に重要維持管理等を行わせる以外に選択した措置の内容 |  |
| ② ①の手段によっては(1)①に対応できなかった理由    |  |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九(一)(第二十五条第一項関係)

導入等計画書の変更の報告書  
(特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合)

|   |        |   |
|---|--------|---|
| 年 | 月      | 日 |
| 施 | 主      | 所 |
|   | 長      | 務 |
|   | 代表者の氏名 |   |

導入等計画書に係る事項につき変更をしたので、随時随時を一時的に課することによる安全確保の確保に関する法律第14条第4項の規定により、次のとおり報告します。

|                |                                                  |                 |
|----------------|--------------------------------------------------|-----------------|
| 1. 変更をした<br>届出 | 届出年月日<br>年月日<br>変更の届出又は報告をした年月日(複製あるときは、その最近のもの) | 導入等計画書の届出をした年月日 |
| 2. 変更事項        |                                                  |                 |
| 3. 変更の内容       | 変更前                                              | 変更後             |
| 4. 変更の理由       |                                                  |                 |
| 5. 変更の時期       |                                                  |                 |
| 6. 備考          |                                                  |                 |

(記載上の注意)

1. (1) 変更をした届出の「変更の届出又は報告をした年月日(複製あるときは、その最近のもの)」の欄には、この報告を併し、届出又は報告をした最近のものの中年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、金融庁長官、金融大臣及び財務大臣に直接に届出することができるとする項目について変更をした場合は、当該変更をした者、当該変更の内容及び当該変更の内容を記する書類について金融庁長官、金融大臣及び財務大臣に直接に届出することがある。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の提供に支障に生じたこと、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九（二）（第二十五条第一項関係）

様式第九（二）（第二十五条第一項関係）  
輸入等計画書（緊急輸入等届出書）の変更の報告書  
緊急輸入等届出書  
（重要財産管理等を行わせる場合の輸入等計画書（緊急輸入等届出書）の変更をした場合）

年 月 日  
殿  
住 所  
番 号  
代表者の氏名

輸入等計画書（緊急輸入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済産業省を一時的に譲渡することによる保安関係の確保に関する法律第44条第4項（第44条第5項において引用する場合第4項）の規定により、次のとおり報告します。

|            |               |                                  |     |
|------------|---------------|----------------------------------|-----|
| 1. 変更をした理由 | 届出年月日         | 輸入等計画書（緊急輸入等届出書）の届出をした年月日        |     |
|            | 理由            | 変更の届出又は報告をした年月日（欄数あるときは、その直近のもの） |     |
|            | 特定重要財産の種類及び名称 |                                  |     |
| 2. 変更事項    |               |                                  |     |
| 3. 変更の内容   |               | 変更前                              | 変更後 |

|          |  |
|----------|--|
| 4. 変更の理由 |  |
| 5. 変更の時期 |  |
| 6. 備考    |  |

（記載上の注意）  
1. 「1. 変更をした理由」の「変更の届出又は報告をした年月日（欄数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。  
2. 特定社会重要財産者以外の者が、金融庁長官、法務大臣及び防衛大臣に直轄に届出することのできる事項について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を記する書類について金融庁長官、法務大臣及び防衛大臣に直轄に届出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会重要財産者又は重要財産管理制の委員の地位に就き、あらかじめ、金融庁長官、法務大臣及び防衛大臣に直轄に届出することを報告することとし、報告を受けた重要財産管理制の委員の相手方は、直轄なく、特定社会重要財産者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。  
注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十（第二十五条第三項関係）

様式第十（第二十五条第三項関係）  
特定重要財産の輸入を行つた後の  
構成設備の変更の報告書

年 月 日  
殿  
住 所  
番 号  
代表者の氏名

輸入等計画書（緊急輸入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済産業省を一時的に譲渡することによる保安関係の確保に関する法律第44条第4項（第44条第5項において引用する場合第4項）の規定により、次のとおり報告します。

|            |               |                                  |     |
|------------|---------------|----------------------------------|-----|
| 1. 変更をした理由 | 届出年月日         | 輸入等計画書（緊急輸入等届出書）の届出をした年月日        |     |
|            | 理由            | 変更の届出又は報告をした年月日（欄数あるときは、その直近のもの） |     |
|            | 特定重要財産の種類及び名称 |                                  |     |
| 2. 変更事項    |               |                                  |     |
| 3. 変更の内容   |               | 構成設備の種類                          | 変更前 |
|            |               | 構成設備の名称                          | 変更後 |
|            |               | 構成設備の種類                          |     |

|       |          |  |
|-------|----------|--|
| 4. 備考 | 名称       |  |
|       | 住所       |  |
|       | 代表者の氏名   |  |
|       | 変更を行った時期 |  |
|       | 変更を行った時期 |  |

（記載上の注意）  
1. 「1. 変更をした理由」の「変更の届出又は報告をした年月日（欄数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のものの年月日を記載すること。  
2. 構成設備の届出又は届出を待たない場合は、「変更前」又は「変更後」の欄に「届出」又は「削除」と記載すること。  
注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[illegible]